

# 新しい！コミュニティスタイル「自治振興区」推進プラン

～今、「地縁」と「知縁」でふるさとづくり～

“もっと幸せになるための実践的住民自治”

\*地縁：常会など日常的なつながりの地域社会における縁

\*知縁：様々な活動により生まれる知恵と成果を活かす人の縁

## 基本構想（案）

新生“庄原市”の重点施策である「自治振興システムの確立」を推進するため、その具体策として、新しい住民自治組織「自治振興区」の構築による、住民と行政の協働のまちづくりを進める基本的な考え方について取りまとめたものです。

平成 16 年 10 月

庄原市・比婆郡 5 町・総領町合併協議会

自治振興推進プロジェクトチーム

## 目次

<b>・住民自治組織（自治振興区）の必要性（背景）について</b>	<b>1</b>
1．地方分権型社会への転換	1
2．市町村合併への対応	1
3．集落コミュニティ機能の低下	1
4．国と地方の財政危機	1
<b>・自治振興区による地域づくり</b>	<b>2</b>
1．住民主体の地域づくりへの転換	2
2．自治振興区の機能	2
3．自治振興区の組織	2
4．自治振興区の規模（範囲）	3
5．自治振興区の活動内容	4
<b>・自治振興区と行政の「協働」によるまちづくり</b>	<b>5</b>
1．行政のあり方（役割）の見直し	5
2．地域と行政の対等な関係づくりへ	5
3．協働の具体化	6
4．公民館活動と自治振興活動	11
<b>・自治振興区活動のステップアップ</b>	<b>12</b>
別紙 1 自治振興区と行政の関係概念図	13
別紙 2 住民自治組織の現状と中期的ステップアップ	14

## ・住民自治組織（自治振興区）の必要性（背景）について

### 1．地方分権型社会への転換

平成12年4月に地方分権一括法が施行されたことにより、今後、国・県からの権限委譲の進展が想定される中、中央と地方の役割分担を明確にする上で、「対等・協力」の関係のもと、自己決定・自己責任を基底とする分権型社会への転換が求められています。

こうした状況は、新生“庄原市”と住民の関係においても同様であり、それぞれが対等な関係のもとに情報を共有し、協働・補完して地域の独自性を活かしたまちづくりを進めることが必要となってきています。

このことは、これまでも増して、個性を尊重した地域づくりの推進を図るものであり、一人ひとりがもっと幸せになるための仕組みづくりとも言えます。

### 2．市町村合併への対応

1,246.6 K<sup>2</sup>の広大な面積となる新生“庄原市”は、広島県の面積の約14%を占め、現在合併協議中の枠組みの自治体としては、西日本で最大級のまちとなります。

広大な面積に基幹集落と小集落が分散・点在しており、地域の振興と併せ、行政と住民の新たな関係を構築する必要があります。

### 3．集落コミュニティ機能の低下

中山間地域の過疎化、少子・高齢化の進展に伴い、地域の“元気”の源であった、青年会・子ども会・女性会等による地域活動や伝統行事等の継承が、かつての集落単位では困難になってきている地域もあります。

また、多様な生活様式による、地域のコミュニティ機能の低下や、連帯意識の希薄化への対応と併せ、こうした地域活動の担い手となる人材の確保（育成）も急を要する課題と言えます。

### 4．国と地方の財政危機

国と地方を合わせた長期債務残高は、平成15（2003）年度末で870兆円（国民一人当たり約683万円）程度と見込まれており、きわめて厳しい状況にあります。

国においては「三位一体改革」といわれる補助金・地方交付税の見直しも行われており、地方財政はさらに厳しい財政運営を強いられることとなります。

このような状況の中では、これまで行政が担ってきた様々なサービスについても、重点化が必要となり、住民と行政が一体となって、課題解決にあたることが求められています。

\* こうした社会的背景から、今後の新生“庄原市”における住民自治の創造について、以下により基本的な考え方を示します。

## ・自治振興区による地域づくり

### 1. 住民主体の地域づくりへの転換

これまでの地域づくりは、国土の均衡ある発展という考え方のもとに、その多くは、行政主導・行政依存により行われてきました。

その結果、地域の自己決定と自己解決の能力や、そのための社会的連帯意識まで遠ざける事になってきました。

そこで今一度、住民自治の本質に立ち返り、「自らの住む地域は、自ら創る」という視点にたち、地域が活力と共に失いかけた住民自治を取り戻すため、住民が主体的に参画する地域づくりへの転換が求められています。

このため、新生“庄原市”では、「自治振興区」による地域づくりを推進し、住民主体のまちづくりをめざします。

### 2. 自治振興区の機能

自治振興区に求められる最も重要な機能は、「自立した地域として、創意と工夫により、地域づくりを主体的に実践する」ということが挙げられます。

このことは、行政の補助機関である行政区と、大きく異なる点と考えられます。

自治振興区は、自立した住民自治組織として、「行政との協働の関係づくり」「コミュニティ機能の低下・地域の連帯意識の希薄化への対応」「地域の担い手づくりや人材の確保・育成」などの地域課題に対し、行政との協働により、地域を経営するパートナーとしての役割が求められています。

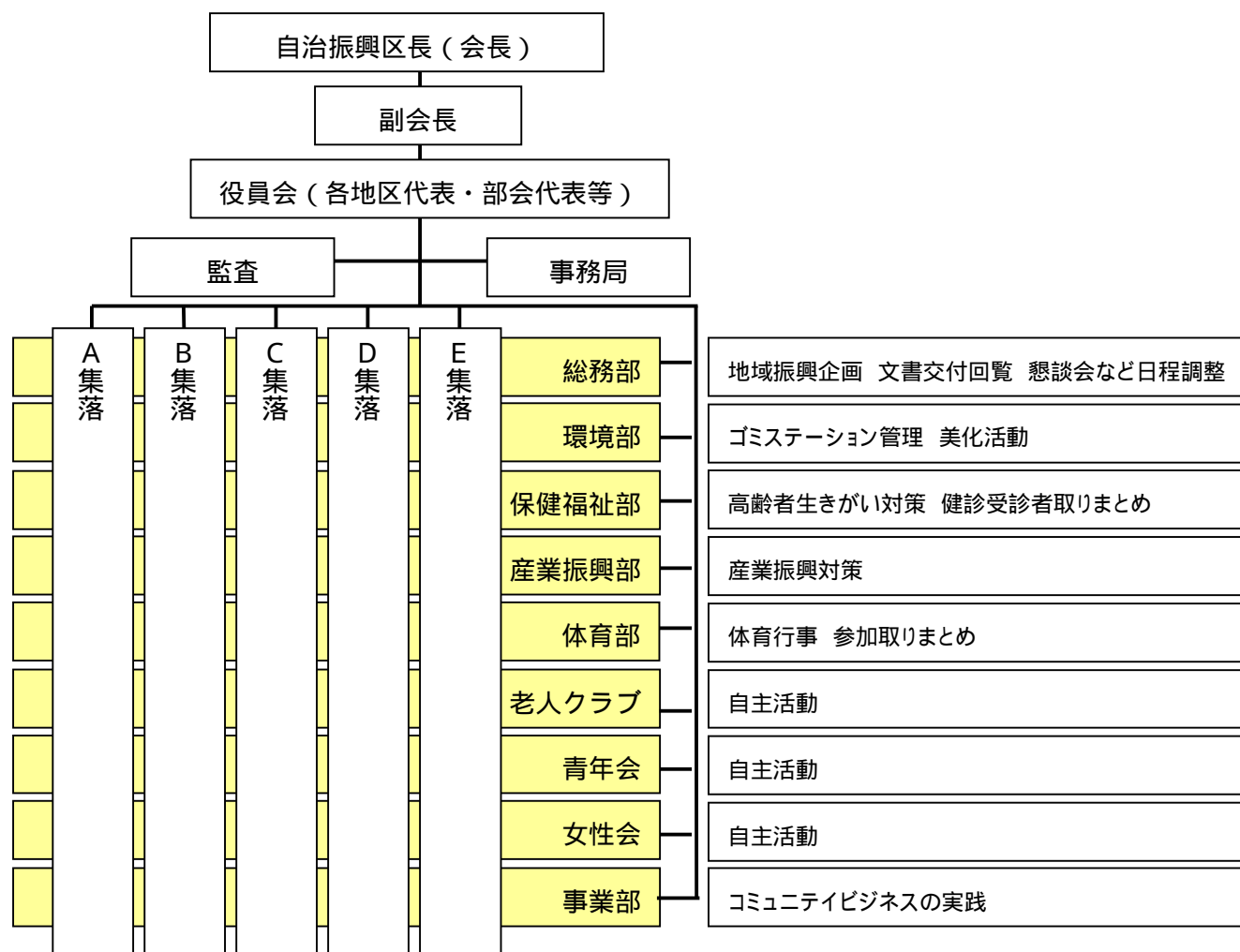
### 3. 自治振興区の組織

自治振興区は、区域内にある行政区や小集落・常会といった日常生活圏から、老人会・女性会・青年会・子ども会・ボランティアグループなど、地域で活動する各種団体まで、地域全体を包括する構成が基本となります。

地域の実状により、その構成に多少の差異はあるものの、組織としては、概ね次に示すものが、基本的なモデルとして考えられます。

また、単位自治振興区の活動の充実・発展をめざし、情報交換や地域の共通課題への対応を図るため、旧市町を単位とした自治振興区連絡協議会（仮称）の設置が必要と考えられます。

## 【自治振興区の組織（例）】



## 4. 自治振興区の規模（範囲）

自治振興区の規模については、現状の住民自治活動の範囲を基底とする日常の生活圏であり、地域の課題に対して、住民が利害や意見を調整しながら、地域で自己決定し、解決に向けて活動できる範囲がひとつの基準として考えられます。

具体的な規模としては、現在の行政区単位・集落の連合単位・大字単位・地区公民館単位・旧小学校区単位・消防団の分団活動範囲等の他、大きくは、合併前の旧市町単位まで考えられますが、地理的条件や住民ニーズ等を背景にした対象地域の実状等により柔軟に捉えることが必要であり、最終的には、地域住民自身において決定されるべき事項と考えられます。

## 1 市 6 町の自治振興区設定範囲の現況

\* 現在，設置の取り組みを行っている町については，その範囲で記載

	庄原市	西城町	東城町	口和町	高野町	比和町	総領町
大字単位							
小学校区							
公民館分館			自治公民館				旧公民館分館
行政区							
その他(地理的)							

## 5 . 自治振興区の活動内容

自治振興区の活動内容は，地域の状況により，それぞれの課題に応じた活動が求められますが，活動の基底には，「地域の合意により，共有する目標に向け，地域に暮らす住民が自ら活動を興す」ことが揚げられます。

地域に暮らす人々が 10 年後も輝き続けるため，地域の知恵により，固有の様々な資源（物・環境・人など）を活用した多様な取り組みが考えられます。

その主な取り組みとしては，「地域内の生活環境の整備」「地域文化の保全・創造」「地域資源の保全と活用」「連帯意識の醸成と相互扶助」など地域づくりの実践と，地域の次代を担う人材の育成が揚げられますが，地域の個別の課題により，活動内容も多様となります。

## 【活動内容（例）】

地域住民の話し合いの場をつくる

地域住民が求める地域の将来像を描く（地域振興計画の策定）

地域づくりや人づくりのための共同活動を行う

地域内のグループや団体の活動を調整する

地域住民の意見を広くくみ取り，これを地域の総意として調整・集約し，地域づくりや行政に反映させる

行政との役割分担を見直す中で，地域の身近な公共的サービスを担うコミュニティビジネスの創造（\*事例：生活交通・配食サービスなど）

地域資源の利活用（\*事例：休耕田利用の体験農園・空家を借りた「市」の開催など）

など

## 【住民自治活動創造キーワード】

## 地域の幸せづくり

地域（ふるさと）を未来へ継承

～ 10年後（将来）も地域が元気であるために～

地域の課題解決ステージ

～ 住民主体による自己決定・自己責任・自己実現のために～

地域の“<sup>ちからみず</sup>力水”（物・環境・人など）の利活用

～ 資源の有効活用により地域が輝くために～

## .自治振興区と行政の「協働」によるまちづくり

## 1. 行政のあり方（役割）の見直し

行政はこれまで、公共サービスの提供を、行政自ら実施してきました。

このことは、画一的な行政サービスに長く依存することとなり、地域社会を成り立たせていた、「自立・自助・互助」の精神をも失う結果となりました。

また、高度経済成長によって支えられてきた拡大傾向の公共サービスも、経済成長率の低下により財政の健全性が破綻した今、一部の施策については、間接的に支援を行う方向へと転換を余儀なくされています。

今後は、これまでの行政が直接実施してきた公共サービスについて、個人や近隣社会で対応できることは地域で実施し、地域では実施できないサービスについて、行政が地域を支援する形で実施するか、もしくは行政が直接実施していくこととし、行政のあり方を見直す必要があります。

## 2. 地域と行政の対等な関係づくりへ

新生“庄原市”では、「行政区及び区長制度は自治振興区への移行を検討する」ことが合併協議会で確認されています。

このことは、これまでのように地域（行政区長）が行政の補助的な業務を担うのではなく、区長制度を廃止することにより地域と行政の役割分担を見直し、地域のことは地域が、行政の行うべきことは行政が責任をもって実施していくための仕組みづくりの一つです。

行政区・区長制度は、市・町長から委嘱された行政区長に一定範囲（行政区）の住民に対する広報紙の配布・回覧や諸調査・報告、住民要望の窓口、又行政懇談会開催の地元調整など、行政の補助業務を担っていただくものでした。

今後はこれらの業務を、「行政の責任により行うもの」と「地域が主体的に行うもの」に区分し、“地域と行政の対等な関係づくり”の考え方に基づき、それぞれの役割について検

討して行きます。

行政区及び区長制度の自治振興区への移行に伴う具体的な内容としては、以下のとおりです。

- ( 1 ) 行政区及び区長制度は、合併時をもって廃止する
- ( 2 ) これまでの行政区は、自治振興区を構成する一地域として位置付ける
- ( 3 ) これまでの区長委嘱業務については、地域と行政の役割分担を明確にし、次の取り扱いとする  
行政業務・・・自治振興区へ依頼  
【依頼業務の例：行政文書回覧，地区役員報告の取りまとめ等】  
地域自主活動・・・地域要望の集約，相談対応等

別紙 1 に、自治振興区と行政の関係について、概念図を示します。

### 3 . 協働の具体化

～【行政の支援】～

#### ( 1 ) 人的な支援等

行政側からの自治振興区への支援としては、人的な要素と財政的な要素に大別されます。

人的な支援としては、自治振興区活動を支援する専門部署（自治振興課・係）の設置を予定しています。

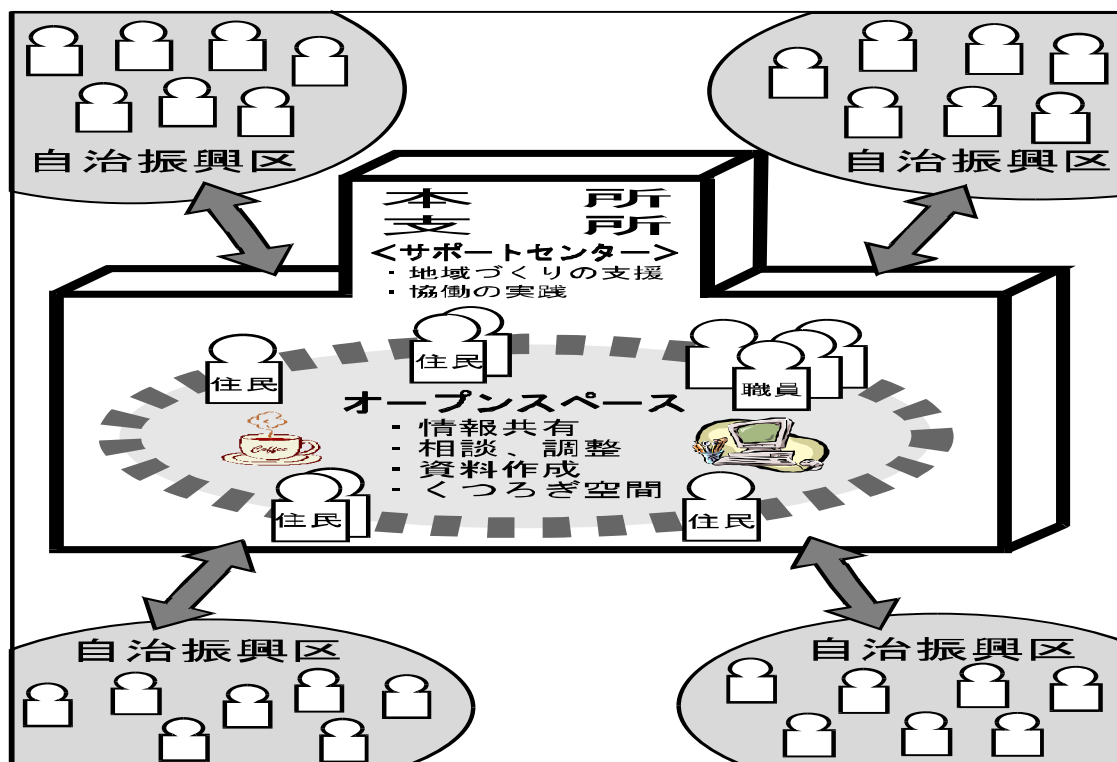
また、「協働のまちづくり」の具体化のひとつとして、支所（本所）を自治振興推進のサポートセンターとして位置付け、支所（本所）内に自治振興を支援するオープンスペースの設置の取り組みを進めます。

情報交換や情報提供，活動に関する相談・調整など，行政と自治振興区，行政職員と住民の日常的な交流の拠点としての機能を有し，まちづくりに関する資料，パソコン・事務機器等を備え，気軽に利用できる環境をめざします。

具体的には，住民参画により，機能や運営等について検討を加え，合併後概ね 1 年以内を目途として整備を図ります。



支所（本所）サポートセンター  
【オープンスペース機能イメージ】



さらに、住民自治を担う地域づくりのリーダーの育成を図るため、「地域リーダー育成事業」として以下の事業を実施し、研修機会を提供します。

**【主催事業】 地域づくりリーダー育成研修（仮称）**

自治振興区など、地域づくりを実践している人及び、今後取り組む予定の人を対象に、自治振興区に関わる人材の基本研修として位置付け、新市の主催事業として実施します。

具体的には、「地域振興計画書」の作成手法や、地域づくりワークショップ・先進事例活動報告会等を開催し、地域づくりのマネジメントについて研修します。

**【補助事業】 地域づくりリーダー研修支援（仮称）**

基本研修から更にステップアップし、地域の個別課題に対応するための各種研修の参加について、補助制度により地域の人材育成を支援します。

（財）地域活性化センター、（財）電源立地振興センター、広島県等が主催する各種個別研修の参加に際し、必要経費（参加負担金・旅費）の一部について、上限を設定し補助します。

\* 必要経費の補助残については、個人負担とするが、自治振興区からの別途補助可

## (2) 財政的な支援

自立した自治振興区への転換を推進するために、自治振興区の活動を支援する総合補助金を創設します。

対 象：各自治振興区

補助方法：「2段階方式」【自治振興区振興交付金・自治振興区活動促進補助金】

## 自治振興区振興交付金

現在各地域には、納税奨励金、美化活動補助金、自治振興区補助金など行政からの様々な活動支援がされていますが、それらは、個別の目的を持った経費であり、行政によって用意されたメニュー事業を行うことによって交付されています。

新市では、これらの個別の補助金や行政区長報酬を統合し、地域への総合補助金として自治振興区に交付します。

このことにより、地域が一定の財源を持って、地域が最も必要とする事業を、自らが決定し、実施することができるようになります。

【目 的】： 地域課題を解決し、地域の活性化を図るため、自主的に活力ある地域づくりを総合的に進める自治振興区の運営を支援

【補助要件】： 自治振興区の設置（区域、規約、運営組織、事業計画、予算、決算、会費）

【対象事業】： 自治振興区の運営・維持・管理に必要な事業（行政情報の伝達、行政事務の取りまとめ、美化活動、集会所・防犯灯維持管理、地区内親睦事業、各種研修事業、地域振興計画の策定、人件費等） \*対象外（政治・宗教活動）

【交 付 額】： 交付基準・・・均等割（旧市町）：4割 人口割：6割（補正対応）  
交付額・・・積算に基づき100%交付

【そ の 他】： 財 源・・・区長報酬、納税奨励金、自治振興区補助金等  
計 120,000千円/年  
交付先・・・単位自治振興区

交付金試算【自治振興区振興交付金】

(単位：人、千円)

		基礎数		単 価	庄原	西城	東城	口和	高野	比和	総領
人 口					20,527	4,818	10,265	2,593	2,485	1,996	1,897
補正率					1.00	1.45	1.15	1.45	1.45	1.60	1.60
補正人口					20,527	6,986	11,805	3,760	3,603	3,194	3,035
交 付 金	均等割(4割)	48,000	7地域	6,857千円	6,857	6,857	6,857	6,857	6,857	6,857	6,857
	人口割(6割)	72,000	52,910人	1,361円	27,933	9,507	16,064	5,117	4,903	4,346	4,130
	合 計	120,000			34,790	16,364	22,921	11,974	11,760	11,203	10,987

### 自治振興区活動促進補助金

活動促進補助金は、地域の特色を活かし、\*地域振興計画に基づき、自治振興区が取り組む事業に対して支援するものです。

地域の将来の姿をみんなで話し合い、共有される目標に向かってがんばる地域を積極的に支援します。

【目的】: 地域振興計画に基づき、地域の文化や資源に付加価値を付ける取り組み等により、自立した地域経営を確立するための基盤整備を支援

【補助要件】: 地域振興計画に基づく事業  
経済活動による利益は、自治振興区の活動に充当

【対象事業】: 教育文化事業、産業振興事業、保健福祉事業、生活環境整備事業、地域づくりの推進に必要な事業（例：地域資源マップ作成、広場・販売所等の活動拠点整備、都市農村交流 コミュニティビジネスの実践、法人化等）  
\*対象外（政治・宗教活動）

【補助額】: 補助基準・・・対象事業費の4 / 5

【その他】: 財 源・・・合併推進交付金 40,000千円×5年間  
交付先・・・単位自治振興区

### \* “ 地域振興計画 ”

#### 計画書の目的及び位置付け

地域振興計画は、地域の共有する夢（地域の将来像・地域課題の克服等）の実現に向け、自治振興区の歩むべき道標として、住民の総意に基づき、住民自身が策定する、概ね5～10年間で取り組む地域の構想です。

#### 計画書の内容及び策定の手順

自治振興区の地域課題（生活課題）について、取り組むテーマを掲げ、実践する柱となる項目を整理し、項目毎に個別の活動を設定します。



#### 4. 公民館活動と自治振興活動

公民館活動と自治振興活動について、以下により基本的な考え方を整理します。

##### 公民館活動

公民館活動は、社会教育法に基づいた活動を基底としており、その過程が生涯学習そのものであると言えます。

その役割として、「広範な視点からの社会啓発に関する機能」「地域のニーズに応じた、学習機会や情報を提供する機能」「地域における人材を育成する機能」等があります。

##### 自治振興活動

自治振興区の活動は、地域の将来をトータル的に考えていく、地域経営の視点が不可欠です。

地域内の多様な主体（個人・集落・グループ）が、お互いの特長を活かしながら、地域内の課題解決に向けて、必要な資源を有効活用し、効率的に取り組みを進める必要があります。

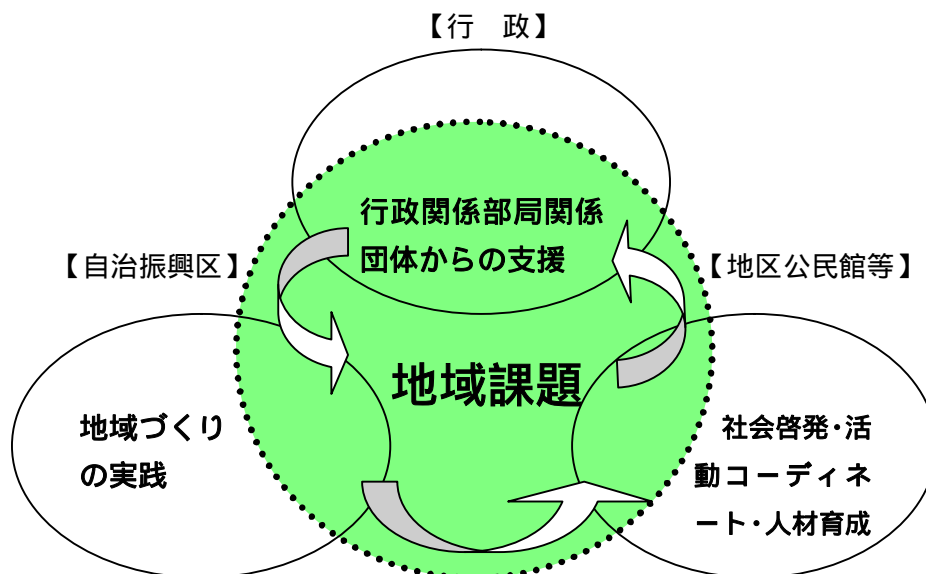
公民館活動との大きな違いのひとつは、地域の文化や資源に付加価値を付ける取り組みであり、地域社会の中に経済循環を創る事が可能であると言えます。

##### 公民館活動と自治振興活動の連携

公民館活動と自治振興区活動は、内容的に共通するものと共通しないものがありますが、どちらも地域課題の解決に向けた重要な取り組みです。

そのために、それぞれの役割分担と連携を持って進める必要があります。

##### 【役割からみた関わり概念図】



## ・自治振興区活動のステップアップ

現在、各市町における住民自治組織に関する現状は、組織化の状況も含めその活動形態も差異があります。

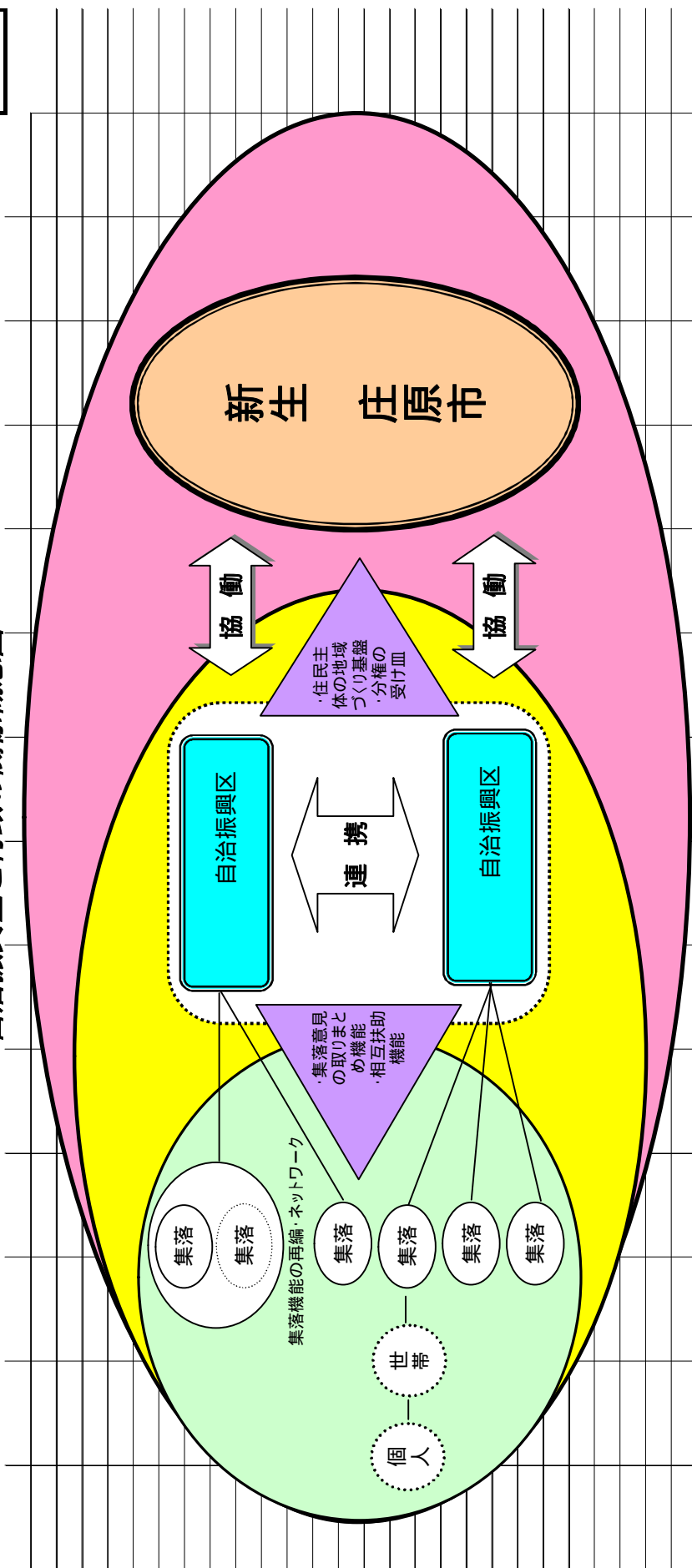
新市においては、各市町の自治振興区の結成状況及び、活動状況に応じた取り組みが必要と考えられるため、合併時の自治振興区を第1ステップとしてスタートします。

中期的には、新たな地域課題への対応や、更なる行政との協働の関係を構築できる規模として、第2ステップへの展開をめざします。

別紙2に、住民自治組織の現状から、中期的ステップアップに向けて考え方を示します。

別紙 1

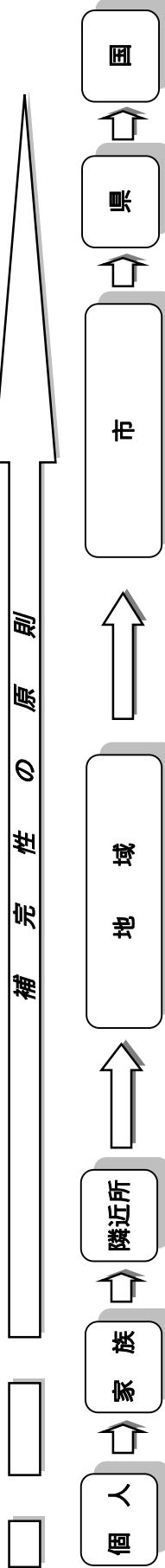
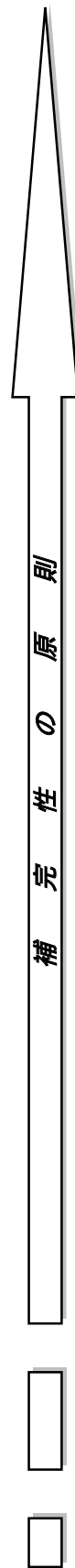
自治振興区と行政の関係概念図



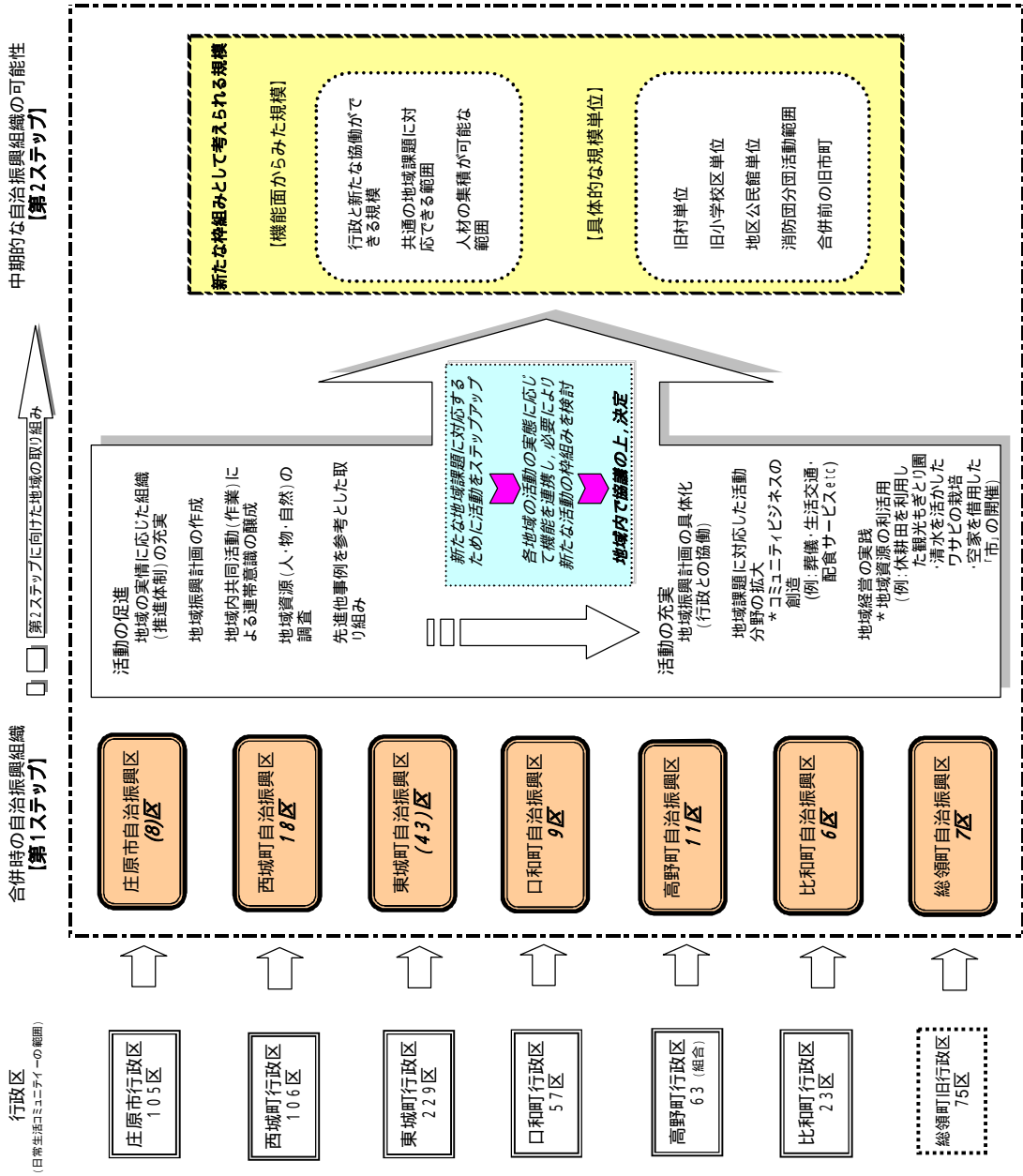
【本所：自治振興課・支所：地域振興課】

【自治振興区：地域共通課題の解決に取り組む単位】

【常会等：生活に密着した最小単位】



住民自治組織の現状と中期的ステップアップ



\*行政区の日常生活コミュニティの範囲には、常会や構中等が存在